

京都大学通則の一部を改正する規程

(平成十六年達示第六十二号)

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第二章第四条の前に次の一条を加える。

第三条の二 本学の学部及び学科並びにその学生定員は、別表第一に掲げるとおりとする。

第三十四条及び第二十五条中「評議会」を「教育研究評議会」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第二に掲げるとおりとする。

第四十一条中「評議会」を「教育研究評議会」に改める。

第五十三条の二第二項中「第三十五条」を「第三十六条」に、「大学院に専門職大学院として、医学研究科社会健康医学系専攻を置く」を「法学研究科及び医学研究科に専門職学位課程を置き、これを専門職大学院とする」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の専門職大学院は、法学研究科の専門職学位課程に關し、これを法科大学院とする。

第五十三条の二第三項中「専門職学位課程」の下に「(法科大学院の課程を除く。)」を加え、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 法科大学院の課程の標準修業年限は、三年とする。

5 専門職大学院である法学研究科及び医学研究科の専攻及びその学生定員は、別表第二に掲げるとおりとする。

第五十三条の五第一項中「研究科」を「当該法学研究科又は医学研究科(以下第五十三条の十三までにおいて「当該研究科」という。)」に改め、同条第二項中「医学研究科」を「当該研究科」に改める。

第五十三条の六中「研究科」を「当該研究科」に改め、同条に次の一項を加える。

2 当該研究科において必要と認めるときは、学生が各年次において履修し、修得すべき授業科目、単位数その他上位の年次に進級させる基準並びに同一年次において在学することができる年限を定めることができる。

第五十三条の七第二項、第五十三条の八第一項及び第二項中「研究科」を「当該研究科」に改める。

第五十三条の八第三項中「研究科の定めるところにより、研究科が修了要件として定める単位数の二分の一を超えない範囲で」を「当該研究科の定めるところにより、医学研究科にあつてはその修了要件として定める単位数の二分の一を超えない範囲で、法学研究科にあつては三十単位を超えない範囲で」に、「当該専門職大学院」を「当該専門職大学院又は法科大学院(以下「専門職大学院等」という。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法学研究科において、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

第五十三条の九第一項中「研究科」を「当該研究科」に、「当該専門職大学院」を「当該専門職大学院等」に改め、同条第二項中「当該専門職大学院」を「当該専門職大学院等」に、「研究科が」を「医学研究科にあつてはその」に、「ものとする」を「ものとし、法学研究科にあつては三十単位(前条第三項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)」を超えないものとする」に改める。

第五十三条の十二第一項中「専門職学位課程」の下に「(法科大学院の課程を除く。)」を加え、「研究科」を「医学研究科」に改め、同条第二項中「四年」の下に「(法科大学院にあつては六年)」を加え、同項に次のただし書を加え、同項を同条第三項とする。

ただし、第五十三条の六第二項の規定により当該研究科において同一年次に在学する年限を定めるときは、当該年限を超えることができない。

第五十三条の十二第一項の次に次の一項を加える。

2 法科大学院の課程の修了の要件は、同課程に三年以上在学し、法学研究科が定める九十三単位以上を修得することとする。

第五十三条の十三中「本学大学院」を「当該専門職大学院等」に、「当該専門職大学院において」を「当該専門職大学院において」に、「当該専門職大学院の」を「当該専門職大学院等の」に、「研究科」を「当該研究科」に、「当該専門職大学院に在学」を「当該専門職大学院等の課程に在学」に改める。

第五十三条の十四中「第三十六条の二」を「第十条第一項及び第二項、第十一条ないし第十三条、第十七条、第二十三条第四項及び第

五項ないし第二十五条、第二十八条第一項ただし書及び第二項ないし第四項、第二十条ないし第三十四条、第三十六条の二に、「並びに第五十三条において大学院学生に準用する各」を「の」に、「専門職大学院学生」を「専門職大学院等学生」に改め、同条に後段として次のように加え、同条を第五十三条の十五とする。

この場合において、第二十五条中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第五十三条の十三の次に次の一条を加える。

第五十三条の十四 第五十三条の十二第二項に定めるもののうち、法学研究科の定めるところにより、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下本条において「法学既修者」という。）に関しては、在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院の課程に在学し、単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第五十三条の八第三項及び第五十三条の九第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第五十三条の八第三項ただし書の規定により三十単位を超えてみならず単位を除く。）を超えないものとする。

2 第五十五条の二中「専門職学位課程」の下に「（法科大学院の課程を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法科大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

第六十四条第三項第一号から第四号までを次のように改める。

一 国立大学（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）に基づき設置される大学で、当該大学との間における学生の交流協定又は協議に基づき授業料の相互不徴収が確認できるものに限る。）の学生又は大学院の学生

二 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間相互単位互換協定（相互に授業科目を履修し、単位を修得することを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学の学生

三 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間特別研究学生交流協定（相互に研究指導を受けることを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学の学生

四 本学と外国の大学との間において締結した大学間交流協定（学部若しくは研究科間の協定又は協定に準じるものを含み、相互に学生を受け入れるもので、その数、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる外国の大学の学生

第六十七条第一項中「授業料の年額は、それぞれ文部科学省令の定めるところによる」を「授業料の年額並びに第六十四条第一項の検定料、同条第二項の入学料及び同条第三項の授業料の額は、それぞれ京都大学における学生納付金に関する規程（平成十六年達示第六十三号）の定めるところによる」に改め、同条第二項を削る。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一学部（第三条の二関係）

学部名	学科名	入学定員	収容定員
総合人間学部	総合人間学科 人間文化学科 国際文化学科 基礎科学学科 自然環境科学学科	一三〇	二六〇 四〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

農学部	工学部	薬学部	医学部	理学部	経済学部	法学部	教育学部	文学部	
計 食品生物科学科 森林科学科 食料・環境経済学 地域環境工学 応用生命科学 資源生物科学	計 工業化学科 情報科学科 電気電子工学 物理工学 建築工学 地球工学	総合薬学	計 医学科 保健学	理学科	計 経済学 経営学		教育科学	人文学	計
三〇〇 三三 三五 三七 三七 四七 四七 九四	九五 二五 三九 一三 二五 三八 一八 八五	八〇	二四 一四 一〇 三三	三〇 一	二四〇 八〇 二〇 二〇 一六〇	三三〇 一〇	六〇 一〇	二二〇	一三〇
一、 二〇〇 一三〇 二二八 一四八 一四八 三七六	三、 八四 九四 三六 五二 九四 三三 七五	三二〇	七四 一四 六〇 三三	一、 二〇 四	一、 〇〇 三六 六四	一、 四七〇	二六〇	八八〇	五二〇

総

計

二、八五九
(四〇)

一、四三七

(備考)入学定員の()を付したものは三年次編入学定員で外数
別表第二
一 大学院(第三十五条関係)

理学研究科	経済学研究科	法学研究科	教育学研究科	文学研究科	研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		定員合計
							定員	収容	定員	収容	
数学・数理解析専攻 物理学・宇宙物理学専攻 地球惑星科学専攻 化学専攻 生物科学専攻	経済システム分析専攻 経済動態分析専攻 現代経済学専攻 ビジネス科学専攻 組織経営分析専攻 計	政治学専攻 民法専攻 刑法専攻 公法専攻 基礎法学専攻 国際公共政策専攻 法政理論専攻 計	教育学専攻 臨床教育学専攻 計	文献文化学専攻 思想文化学専攻 歴史文化学専攻 行動文化学専攻 現代文化学専攻 計			二四 二四 二四 二二 二〇 二六	八 八 四 五 二 二	二二 二二 二二 二二 二二 二二	二二 二二 二二 二二 二二 二二	四四一
							四五	一五 一四 一三 一三 一三 一三	三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇	二五 二四 二四 二四 二四 二四	一五一
							九一	一八 二〇 二〇 二七 二七 二七	三三 三三 三三 三三 三三 三三	二五 二四 二四 二四 二四 二四	三三四
							七六 七五 七一 七一	一五 一三 一五 一六 一六 一六	二二 二二 二二 二二 二二 二二	二二 二二 二二 二二 二二 二二	一七二

工 学 研 究 科	薬 学 研 究 科	医 学 研 究 科	
資源工学専攻 土木工学専攻 土木工学専攻 化学工学専攻 合成・生物化学専攻 高分子化学専攻 分子工学専攻 物質工学専攻 材料化学専攻 電子工学専攻 電気工学専攻 航空工学専攻 材料工学専攻 原子核工学専攻 精密工学専攻 機械物理工学専攻 機械工学専攻 建築工学専攻 都市環境工学専攻 都市社会学専攻 社会基盤工学専攻	計 医療薬科学専攻 生命薬科学専攻 創薬科学専攻	計 社会健康医学系専攻 医科学専攻 脳統御医学系専攻 分子医学系専攻 外科系専攻 内科系専攻 病理系専攻 生理系専攻	計
一 二 三 四 五 六 七 八 九	六 一 二 二 五 六 五 四	二 〇 二 〇	三 三 七
三 四 六 五 四 三 四 三 三 四 三 三 三 四 六 五 六 五 八	一 三 三 五 四 〇 二 〇 八	四 〇 四 〇	六 七 四
一 二 三 四 五 六 七 八 九	二 九 一 七 一 一	一 一 二 二	一 六 六
一 一 二 三 四 三 三 二 二 二 三 二 二 二 三 四 五 三 二	八 二 三 三 七 一 三 三	三 三 四 四	四 九 八
		一 四 一 二 二 三 三 一 一	
		五 五 二 九 八 二 四 〇 八 〇	
一、 五六四	二 一 七	六 二 六	

情報学研究科	アジア・アフリカ地域研究研究科	エネルギー科学研究科	人間・環境学研究科	農学研究科	
総合生命科学専攻 計 通信情報システム専攻 システム科学専攻 数理工学専攻 複雑系科学専攻 社会情報学専攻 知能情報学専攻	計 東南アジア地域研究専攻 アフリカ地域研究専攻	計 エネルギー応用科学専攻 エネルギー変換科学専攻 エネルギー基礎科学専攻 エネルギー社会・環境科学専攻	計 環境相関研究専攻 文化・地域環境学専攻 人間・環境学専攻 共生人間学専攻 共生文明学専攻 相関環境学専攻	計 食品生物科学専攻 生物資源経済学専攻 地域環境科学専攻 応用生物科学専攻 応用生命科学専攻 農学専攻 森林科学専攻	計 環境工学専攻 環境地球工学専攻 生活空間学専攻
一三六三二二二二三 七七八一〇一四七五		一〇二一三二 九六七七九	一六四三五六 三八七九	二二二四四五四二 六二二四八〇八五三	四六六
三四六六四四七 七四〇六〇二八四〇		二一五三七五 八二四四八	三二八一一三 二八七六四八	五二四九〇九九四 六〇八六〇六〇六	九二八
一七一一一 七四四三九〇三五		四一一一 九二八七二	六八二二二 五五八	一一一一一一一 〇一一〇三二二一	二二二
二二四三二二三四 五六六九七〇九五		一四三二五三 七六四一六	二二一三三三五五 一八七〇〇〇六	三三三六六六六三 四三三四九九六三	六三一一 六九一一
	二一一 二六二四				
	一三六七 〇〇〇				
五六六	一三〇	三六五	五四九	八九〇	

総計	生命科学研究所	高次生命科学専攻	七五八	一四九	一三六	九四四	一六七	六八二	七、五九〇
	地球環境学舎	地球環境学専攻 環境マネジメント専攻	二二九	五五八	三〇〇	七〇〇			
総計			二、〇〇〇	四、〇三八	九五五	二、八七〇			

二 専門職大学院・法科大学院（第五十三条の二第五項関係）

研究科名	専攻名	専門職学位課程		合計
		入学定員	収容定員	
法学研究科	法曹養成専攻	二〇〇	二〇〇	二〇〇
医学研究科	社会健康医学系専攻	二四	四六	四六
総計		二二四	二四六	二四六

附則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

京都大学通則

第一章 学年

第一条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第二条 学期は、次の二期とする。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

第三条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

創立記念日 六月十八日

夏季休業 八月六日から九月三十日まで

冬季休業 十二月二十四日から翌年一月七日まで

第二章 学部

第三条の二 本学の学部及び学科並びにその学生定員は、別表第一に掲げるとおりとする。

第四条 入学は、学年の初め一回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該学部の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

2 入学の手続は、当該学部の定めるところによる。

第五条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 高等学校を卒業した者

二 中等教育学校を卒業した者

三 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

四 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者

五 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの

六 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

七 文部科学大臣の指定した者

八 大学入学資格検定期程（昭和二十六年文部省令第十三号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したものの

第六条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該学部の定めるところによる。

第七条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず選考のうえ、入学を許可することができる。

一 一の学部を卒業した者が、他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志望するとき。

二 中途退学をした者が同一学部に入學を志望するとき。

三 他の大学の学部を卒業した者

2 前項に規定するもののほか、編入学については、当該学部の定めるところによる。

第八条 本学の他学部へ転学を志望し、又は他大学から本学へ転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該学部の定めるところに

より許可することがある。

第九条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を学部長あてに提出しなければならない。

第十条 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 受理した検定料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、第六条に規定する試験を二段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第一段階目の選抜に合格しなかつた者については、その者の申出により国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和三十六年文部省令第九号。以下「文部科学省令」という。）第一条第二項に規定する第二段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。

第十一条 入学志望者には、健康診断を行う。

第十二条 入学に際しては、所定の期日までに入学料を納めなければならない。

2 入学料を納めない者には、入学を許可しない。ただし、次項の規定による手続をとつた者については、この限りでない。

3 第一項の規定にかかわらず、特別の事由のある者については、別に定める京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和五十三年達示第五号。以下「免除等規程」という。）による。

4 前項の規定による手続をとつた者が入学料全額の免除若しくは入学料の徴収猶予をされなかつた場合又は入学料の徴収猶予をされた場合において、免除等規程の定めるところにより所定の期日までに納めるべき入学料を納めないときは、学生の身分を失う。

5 受理した入学料は、返還しない。

第十三条 入学を許可された者は、本学の定めた方式によつて宣誓を行うものとする。

第十四条 除籍された者が、再入学を願ひ出たときは、除籍された日から三年以内に限り、学部長の申請により教育研究評議会の議を経、総長が許可することがある。

第十五条 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たつては、学部及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第十六条 科目の区分は、開講対象による区分として全学共通科目及び学部科目とし、教育目的・内容による区分として教養科目及び専門科目とする。

第十七条 科目の単位数の計算の基準については、別に定める。

第十八条 科目、授業、修業年限及び在学年限は、当該学部の定めるところによる。

第十九条 学生は、他学部の科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

第二十条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、他の大学又は短期大学と協議のうえ、学生に、その科目を履修することを許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、外国の大学又は短期大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

3 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生に、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。

4 前三項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該学部の定めるところにより、六十単位を超えない範囲で、本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第二十一条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第四項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。
- 第二十二條 教育上有益と認めるときは、当該学部定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した科目について修得した単位（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 教育上有益と認めるときは、当該学部定めるところにより、学生が本学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、本学における科目の学修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前二項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第二十条第四項の規定により修得したものとみなす単位数及び前条第一項の規定により与えることができる単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。
- 4 第一項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位（大学の学生として修得した単位及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条の規定による入学資格を有する前に修得した単位を除く。）を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間は、第十八条の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の二分の一を超えることができない。
- 第二十三條 疾病その他の事故により、三月以上学修を中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て、休学することができる。
- 2 疾病のため、修学が不相当と認められる者に対しては、学部長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。
- 3 休学は、通算四年を超えることができない。
- 4 休学期間内に復学しようとするときは、その旨届け出なければならぬ。
- 5 休学期間は、在学年に算入しない。
- 第二十四條 学生が退学しようとするときは、その事由を申し出て、総長の許可を受けなければならない。
- 第二十五條 次の場合には、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が除籍する。
 - 一 疾病その他の事故により成業の見込みがない者
 - 二 授業料納付の義務を怠る者
- 第二十六條 試験は、当該学部の定めるところにより行う。
- 第二十七條 卒業の要件は、学部所定の期間在学し、学士試験に合格することとする。
- 第二十八條 授業料は、年額を次の二期に分けて、所定の期日までに納めなければならない。ただし、第二期に係る授業料については、学生が申し出した場合、当該年度の第一期に係る授業料を納めるときに、入学年度の第一期及び第二期に係る授業料については、は、入学を許可される者が申し出した場合、入学を許可するときに納めるものとする。
- 第一期 四月から九月まで 年額の二分の一に相当する額
- 第二期 十月から三月まで 年額の二分の一に相当する額
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある者については、別に定める免除等規程による。
- 3 受理した授業料は、返還しない。
- 4 第一項ただし書の規定により、第二期に係る授業料を当該年度の第一期に係る授業料を納めるときに併せて納めた者が第二期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学し、かつ、申し出た場合にあつては、既に納めた第二期に係る授業料に相当する額を、入学年度の第一期又は第一期及び第二期に係る授業料を納めた者が入学年度の前年度の三月三十一日までに入学を辞退し、かつ、申し出た場合にあつては、既に納めた授業料に相当する額を返還するものとする。
- 第二十九條 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

第三十条 停学を命ぜられた者は、その期間中であつても授業料を納付しなければならない。

第三十一条 学生は、別に定める学生票の交付を受け、常に携帯しなければならない。

第三十二条 本学学規に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、総長は懲戒する。

2 懲戒に関する手続は、別に定める。

第三十三条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

一 譴責

二 停学

三 放学

第三十四条 停学三月以上にわたるときは、その期間は、在学年に算入しない。

第三章 大学院

第三十五条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第二に掲げるとおりとする。

第三十六条 研究科（地球環境学舎を含む。以下同じ。）に博士課程を置く。

2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、医学研究科（医科学専攻及び社会健康医学系専攻を除く。）の博士課程の標準修業年限は、四年とする。

3 博士課程（前項ただし書の博士課程を除く。）は、前期二年の課程及び後期三年の課程に区分し、前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱う。

4 医学研究科医科学専攻の博士課程は、前期二年の課程とし、医学研究科社会健康医学系専攻及び地球環境学舎地球環境学専攻の博士課程は、後期三年の課程とする。

5 第三項の規定にかかわらず、アジア・アフリカ地域研究研究科の博士課程は、課程の区分を設けない。

6 第三項の前期二年及び後期三年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

第三十六条の二 入学は、学年の初め一回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

2 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。

第三十七条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二第三項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 大学に三年以上在学し、又は外国において学校教育における十五年の課程を修了し、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認められた者

七 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二十二歳に達したものの博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 修士の学位又は修士（専門職）若しくは法務博士（専門職）の学位を有する者

- 二 外国において、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 本学において、個別の入学資格審査により、第一号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者で、二十四歳に達したものに該当する資格を有する者とする。
- 六 医学部医学科又は歯学部を卒業した者
- 七 大学における修業年限六年の獣医学を履修する課程を修了した者
- 八 外国において、学校教育における十八年の課程を修了した者
- 九 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十八年の課程を修了した者
- 十 文部科学大臣の指定した者
- 十一 大学（医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に三年以上在学し、又は外国において学校教育における十六年の課程（医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認められた者
- 十二 本学において、個別の入学資格審査により、第一号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者で、二十四歳に達したものであるもの
- 十三 試験は、当該研究科の定めるところによる。
- 十四 試験は、次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、選考のうえ、入学を許可することができる。
- 十五 第三十九条 次の各号の一に該当する資格を有する者が、一貫制博士課程における博士後期課程の第一年に相当する年次に入学を志望するとき。
 - 一 第三十七条第二項各号の一に該当する資格を有する者が、一貫制博士課程における博士後期課程の第一年に相当する年次に入学を志望するとき。
 - 二 中途退学した者が、同一研究科に入学を志望するとき。
- 十六 第四十条 本学大学院の他研究科に転科（地球環境学舎にあつては転部）を志望し、又は他大学大学院から本学大学院に転学を志望する者は、欠員のある場合に限る。当該研究科の定めるところにより、許可することができる。
- 十七 第四十一条 除籍された者が再入学を願ひ出たときは、除籍された日から三年以内に限り、研究科長（地球環境学舎長を含む。以下同じ。）の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することができる。
- 十八 第四十二条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を研究科長あてに提出しなければならない。
- 十九 第四十三条 科目、その授業及び研究指導は、当該研究科の定めるところによる。
- 二十 第四十四条 当該研究科において必要と認めるときは、学部若しくは他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができ、
- 四十五 第四十四条 学生は、他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けることができる。ただし、この場合所属の研究科及び当該他の研究科の研究科長の許可を受けなければならない。
- 四十六 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位並びに前項の規定により受けた研究指導の取扱いについては、当該研究科の定めるところによる。

第四十五条 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、他の大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学の大学院の科目を履修することを許可することができる。

2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、外国の大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することができる。

3 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生に、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することができる。

4 前三項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、十単位を超えない範囲で、本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第四十六条 学生で、他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望するものには、それぞれ前条第一項又は第二項に定めるものと同様の要件及び手続により、これを許可することができる。ただし、修士課程及び一貫制博士課程の修士課程に相当する年次の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究科の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程又は医学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

第四十六条の二 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する大学設置基準第三十一条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、十単位を超えないものとする。

第四十七条 疾病その他の事故により、三月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため、修学が不適当と認められる者に対しては、研究科長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。

3 休学は、修士、博士後期の各課程、一貫制博士課程及び医学研究科の博士課程において、それぞれ通算三年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者に対し、一貫制博士課程においては、なお、二年以内の、医学研究科の博士課程においては、なお、一年以内の休学を許可することができる。

第四十八条 試験及び研究指導の認定方法は、当該研究科の定めるところによる。

第四十九条 修士課程の修了の要件は、同課程に二年以上在学して、研究指導を受け、専攻科目につき三十単位以上を修得し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、同課程に一年以上の在学をもつて足りるものとすることができる。

2 在学年限は、四年を超えることができない。

第五十条 博士後期課程の修了の要件は、同課程に三年（専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、二年）以上在学して、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 一貫制博士課程の修了の要件は、同課程に五年以上在学して専攻科目につき三十単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

3 前二項に規定するもののほか、当該研究科において必要と認めるときは、専攻科目につき当該研究科の定める単位の修得を博士後期課程又は一貫制博士課程の修了の要件に加えることができる。

- 4 医学研究科の博士課程の修了の要件は、同課程に四年以上在学して専攻科目につき三十単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、医学研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。
- 5 第一項、第二項及び前項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては一年（修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が二年未満のものにあつては、その在学期間を含めて三年）以上の、一貫制博士課程にあつては三年（第三十九条第一号に該当して入学した者で、修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者にあつては、大学院における二年以内の在学期間を含めて三年）以上の、医学研究科の博士課程にあつては三年以上の在学をもつて足りるものとすることができる。
- 6 在学年限は、博士後期課程においては六年を、一貫制博士課程においては十年を、医学研究科の博士課程においては八年を超えることができない。
- 第五十一条 授業料は、年額を次の二期に分けて、所定の期日に納めなければならない。
 - 第一期 四月から九月まで 年額の二分の一に相当する額
 - 第二期 十月から三月まで 年額の二分の一に相当する額
- 第五十二条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。
- 第五十三条 第十条第一項及び第二項、第十一条ないし第十三条、第十七条、第二十三条第四項及び第五項ないし第二十五条、第二十八条第一項ただし書及び第二項ないし第四項、第三十条ないし第三十四条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第二十五条中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第三章の二 専門職大学院

- 第五十三条の二 第三十六条に定めるもののほか、法学研究科及び医学研究科に専門職学位課程を置き、これを専門職大学院とする。
- 2 前項の専門職大学院は、法学研究科の専門職学位課程に關し、これを法科大学院とする。
- 3 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の標準修業年限は、二年とする。
- 4 法科大学院の課程の標準修業年限は、三年とする。
- 5 専門職大学院である法学研究科及び医学研究科の専攻及びその学生定員は、別表第二に掲げるとおりとする。
- 第五十三条の三 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
 - 一 大学を卒業した者
 - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二第三項の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者
 - 五 文部科学大臣の指定した者
 - 六 大学に三年以上在学し、又は外国において学校教育における十五年の課程を修了し、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認められた者
 - 七 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二十二歳に達したものの
- 第五十三条の四 教育課程は、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。
- 第五十三条の五 科目及び授業は、当該法学研究科又は医学研究科（以下第五十三条の十三までにおいて「当該研究科」という。）の定めるところによる。
- 2 当該研究科において必要と認めるときは、学部又は他の研究科の科目を履修させ、専門職学位課程の単位とすることができる。

第五十三条の六 学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、当該研究科の定めるところにより、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 当該研究科において必要と認めるときは、学生が各年次において履修し、修得すべき授業科目、単位数その他上位の年次に進級させる基準並びに同一年次において在学することができる年限を定めることができる。

第五十三条の七 学生は、他の研究科の科目を履修することができる。ただし、この場合所属の研究科及び当該他の研究科の研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位の取扱いについては、当該研究科の定めるところによる。

第五十三条の八 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、他の大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学の大学の科目を履修することを許可することができる。

2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、外国の大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することができる。

3 前二項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、医学研究科にあつてはその修了要件として定める単位数の二分の一を超えない範囲で、法学研究科にあつては三十単位を超えない範囲で、当該専門職大学院又は法科大学院（以下「専門職大学院等」という。）における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

第五十三条の九 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が当該専門職大学院等に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準第三十一条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院等に入学した後の当該専門職大学院等における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院等において修得した単位以外のものについては、前条第三項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、医学研究科にあつてはその修了要件として定める単位数の二分の一を超えないものとし、法学研究科にあつては三十単位（前条第三項ただし書の規定により三十単位を超えてみならず単位を除く。）を超えないものとする。

第五十三条の十 休学は、通算三年を超えることができない。

第五十三条の十一 試験は、研究科の定めるところによる。

第五十三条の十二 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の修了の要件は、同課程に二年以上在学し、専攻科目につき医学研究科が定める三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

2 法科大学院の課程の修了の要件は、同課程に三年以上在学し、法学研究科が定める九十三単位以上を修得することとする。

3 在学年限は、四年（法科大学院にあつては六年）を超えることができない。ただし、第五十三条の六第二項の規定により当該研究科において同一年次に在学する年限を定めるときは、当該年限を超えることができない。

第五十三条の十三 第五十三条の九第一項の規定により当該専門職大学院等に入学する前に修得した単位（学校教育法第六十七条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院等において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科が必要と認める事項を勘案して当該研究科が認める期間は、一年を超えない範囲で、当該専門職大学院等の課程に在学したものとみなすことができる。

第五十三条の十四 第五十三条の十二第二項に定めるもののうち、法学研究科の定めるところにより、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下本条において「法学既修者」という。）に関しては、在学期間については一年を超

えない範囲で当該法科大学院の課程に在学し、単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第五十三条の八第三項及び第五十三条の九第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第五十三条の八第三項ただし書の規定により三十単位を超えてみならず単位を除く。）を超えないものとする。

第五十三条の十五 第十条第一項及び第二項、第十一条ないし第十三条、第十七条、第二十三条第四項及び第五項ないし第二十五条、第二十八条第一項ただし書及び第二項ないし第四項、第三十条ないし第三十四条、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条（第二号の場合に限る。）、第四十条ないし第四十二条、第四十七条第一項及び第二項、第五十一条及び第五十二条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する。この場合において、第二十五条中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第四章 学位

第五十四条 学士試験に合格した者には、学士の学位を授与する。

第五十五条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第四十九条第一項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第五十五条の二 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者には、修士（専門職）の学位を授与する。

2 法科大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

第五十六条 博士後期課程を修了した者、一貫制博士課程を修了した者及び医学研究科の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

第五十七条 前条に規定するもののほか、別に定めるところにより博士の学位の授与を申請して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、学識の確認を経た者にも、前条と同様の学位を授与する。

第五十八条 この章に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第五章 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生等

第五十九条 外国人で第五条及び第三十七条によらないで学部又は大学院に入学しようとする者には、当該学部又は研究科の定めるところにより、外国学生として入学を許可することができる。

2 外国学生で学部又は大学院の課程を修了した者には、当該学部又は研究科の定めるところにより学位を授与する。

第六十条 公の機関又は団体等から、その所属の職員につき、学修科目を定め、学部又は大学院に入学を願い出たときは、当該学部又は研究科の定めるところにより、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生で所定の科目につき試験に合格した者には、当該学部又は研究科の定めるところにより、修了証書を授与する。

第六十一条 本学の学生以外の者で学部又は大学院において、一又は複数の科目の履修を志望する者には、当該学部又は研究科の定めるところにより科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生で履修した科目につき、当該学部又は研究科の定めるところにより試験のうえ、単位を与えることができる。

第六十二条 特定の科目を定め、学部又は大学院において、聴講を志望する者には、当該学部又は研究科の定めるところにより聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生で聴講した科目につき、本人の希望があるときは、証明書を交付する。
- 第六十三条 他の大学若しくは外国の大学の学生又は他の大学若しくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部又は大学院において聴講を志望する者には、当該学部又は研究科の定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することがある。
- 2 他の大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。
- 3 特別聴講学生として聴講した科目については、試験のうえ、単位を与える。
- 第六十四条 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。
- 2 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別聴講学生又は特別研究学生として入学する者は、入学料の納付を要しない。
- 3 委託生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の授業料は、履修又は聴講科目の単位数に応じて、特別研究学生の授業料は、研究指導を受ける期間の月数に応じて、それぞれ所定の期日までに納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる特別聴講学生及び特別研究学生は、授業料の納付を要しない。
 - 一 国立大学（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）に基づき設置される大学で、当該大学との間における学生の交流協定又は協議に基づき授業料の相互不徴収が確認できるものに限る。）の学生又は大学院の学生
 - 二 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間相互単位互換協定（相互に授業科目を履修し、単位を修得することを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学の学生
 - 三 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間特別研究学生交流協定（相互に研究指導を受けることを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生
 - 四 本学と外国の大学との間において締結した大学間交流協定（学部若しくは研究科間の協定又は協定に準じるものを含み、相互に学生を受け入れるもので、その数、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる外国の大学の学生
- 4 受理した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。
- 5 入学料又は授業料を納めないときは、入学又は聴講若しくは研究指導を受けることを許可しない。
- 第六十五条 第四条、第六条、第八条ないし第十四条、第十八条ないし第二十六条、第二十八条ないし第三十四条の規定は、学部の外国学生に準用する。
- 2 第十条第一項及び第二項、第十一条ないし第十三条、第二十三条第四項及び第五項ないし第二十五条、第二十八条第一項ただし書及び第二項ないし第四項、第三十条ないし第三十四条、第三十六条の二、第三十八条、第四十条ないし第五十二条、第五十三条後段、第五十五条、第五十六条の規定は、大学院の外国学生に準用する。
- 3 第十一条、第十九条、第二十四条ないし第二十六条、第三十条ないし第三十三条の規定は、学部の委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。
- 4 第十一条、第十九条、第二十四条ないし第二十六条、第三十条ないし第三十三条、第四十条、第四十一条、第四十四条第一項、第四十八条、第五十三条後段の規定は、大学院の委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。
- 5 第二十四条、第二十六条、第三十条ないし第三十三条の規定は、学部の特別聴講学生に準用する。
- 6 第二十四条、第三十条ないし第三十三条、第四十八条の規定は、大学院の特別聴講学生及び特別研究学生に準用する。
- 第六十六条 この章及び別に定めるもののほか、特定の学部又は研究科において特定の方法により学修を志望する者については、当該学部又は研究科の定めるところによる。

第六章 授業料等の額
 第六十七条 第十条第一項の検定料及び第十二条第一項の入学料の額並びに第二十八条第一項及び第五十一条の授業料の年額並びに第六
 十四条第一項の検定料、同条第二項の入学料及び同条第三項の授業料の額は、それぞれ京都大学における学生納付金に関する規程（平
 成十六年達示第六十三号）の定めるところによる。
 附則
 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

別表第一学部（第三条の二関係）

学部名	学科名	入学定員	収容定員
総合人間学部	総合人間学科 人間学科 国際文化学科 基礎科学科 自然環境学科 計	一三〇 一三〇	二六〇 一四〇 一六〇 一六〇 五二〇
文学部	人文学科	二二〇	八八〇
教育学部	教育科学科	六〇（一〇）	二六〇
法学部		三三〇（一〇）	一、四七〇
経済学部	経済学科 経営学科 計	一六〇 二二〇 二四〇	六四〇 三六〇 〇〇〇
理学部	理学科	三〇一	一、二〇四
医学部	医学科 保健学科 計	一〇〇 四三三 二四三	六〇〇 一四三 七四三

(備考) 入学定員の()を付したものは三年次編入学定員で外数

総	計	二、八五九 (四〇)	一、四三七
農学部	計 食品生物科学科 森林科学科 食料・環境経済学 地域環境工学 応用生命科学 資源生物科学	三〇三 三五七 三三七 三七七 四七七 九四四	一、二〇三 一一二 一一二 一一四 一一八 一三七 一七六
工学部	計 工業化学科 情報学 電気電子工学 物理工学 建築工学 地球工学	九五五 二三五 九〇〇 一三〇 二三五 三八〇 一八五	三、八四〇 九四〇 三六〇 五二〇 九四〇 三三〇 七五〇
薬学部	総合薬学科	八〇	三二〇

別表第二
一 大学院（第三十五条関係）

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程	合計
		定入員	定収員	定入員	定収員		
文学研究科	文献文化学専攻 思想文化学専攻 歴史文化学専攻 行動文化学専攻 現代文化学専攻 計	二二二二四四 二二二二四四 二二二二四四 二二二二四四 二二二二四四 二二二二四四 計	二二二二四四 二二二二四四 二二二二四四 二二二二四四 二二二二四四 二二二二四四 計	六三三三二二 六三三三二二 六三三三二二 六三三三二二 六三三三二二 六三三三二二 計	一八三三六六 一八三三六六 一八三三六六 一八三三六六 一八三三六六 一八三三六六 計		四四一
教育学研究科	教育学専攻 臨床教育学専攻 計	二二二二四四 二二二二四四 計	二二二二四四 二二二二四四 計	二二二二四四 二二二二四四 計	二二二二四四 二二二二四四 計		一五一
法学研究科	法政理論専攻 国際公共政策専攻 基礎法学専攻 民法専攻 政治学専攻 計	一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 計	一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 計	一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 計	一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 計		二三九
経済学研究科	経済システム分析専攻 現代経済学専攻 ビジネス科学専攻 組織経営分析専攻 計	一一一 一一一 一一一 一一一 計	一一一 一一一 一一一 一一一 計	一一一 一一一 一一一 一一一 計	一一一 一一一 一一一 一一一 計		三三四
理学研究科	数学・数理解析専攻 物理学・宇宙物理学専攻 地球惑星科学専攻 化学専攻 生物学専攻 計	五三一 五三一 五三一 五三一 五三一 計	五三一 五三一 五三一 五三一 五三一 計	五三一 五三一 五三一 五三一 五三一 計	五三一 五三一 五三一 五三一 五三一 計		一、一七二

工 学 研 究 科	薬 学 研 究 科	医 学 研 究 科
生活空間学専攻 環境地球学専攻 環境工学専攻 資源工学専攻 土木工学専攻 土木システム工学専攻 化学工学専攻 合成・生物化学専攻 高分子化学専攻 分子工学専攻 物質工学専攻 材料化学専攻 電気工学専攻 航空宇宙工学専攻 材料工学専攻 原子核工学専攻 精密工学専攻 機械物理学専攻 機械工学専攻 建築学専攻 都市環境工学専攻 都市社会学専攻 社会基盤工学専攻	計 医療薬科学専攻 生命薬科学専攻 創薬科学専攻	計 社会健康医学系専攻 医学専攻 脳統御医学系専攻 分子医学系専攻 外科系専攻 内科系専攻 病理系専攻 生理系専攻
二 九 一 一 七 三 九	六 五 一 六 二 五 二 四	二 〇 二 〇
三 八 二 二 四 六 五 四 三 四 三 三 四 三 三 三 四 六 五 六 五 八	一 三 三 三 五 四 〇 二 〇 八	四 〇 四 〇
九 〇 五 二 一 九 〇 〇 八 〇 九 七 九 〇 六 八 五 四	二 九 七 一 一	二 二
一 一 一 一 一 一 二 三 四 三 三 二 三 二 二 三 二 二 三 二 二 三 四 五 三 二	八 七 二 一 三 三 三 三	三 三 四 四
		一 四 一 二 二 三 三 一 一 四 二 二 六 七 〇
		五 五 二 九 八 二 八 四 〇 八 〇
一、 五 六 四	二 一 七	六 二 六

生命科学研究所	情報学研究所	アジア・アフリカ地域研究研究所	エネルギー科学研究科	人間・環境学研究所	農学研究科		
地球環境学専攻	生命科学専攻 統合生命科学専攻 高次生命科学専攻	知能情報学専攻 社会情報学専攻 複雑系科学専攻 数理工学専攻 システム科学専攻 通信情報システム専攻	東南アジア地域研究専攻 アフリカ地域研究専攻	エネルギー社会・環境科学専攻 エネルギー基礎科学専攻 エネルギー変換科学専攻 エネルギー応用科学専攻	共生人間学専攻 共生文明学専攻 相関環境学専攻 人間・環境学専攻 文化・地域環境学専攻 環境相関研究専攻	農学専攻 森林科学専攻 応用生命科学専攻 応用生物科学専攻 地域環境科学専攻 生物資源経済学専攻 食品生物科学専攻	計
	七三三 五八七	一六三三二二二三 六一〇一四七五	一〇二一三 九六七七	一六四 三五六 三八七九	二二二四四五四二 六三五四八〇八五三	四六六	
	一四六 三九四	三四六六四四七五 四〇六〇二八四〇	二一五三七七 八二四四	三二八 七一三 六四八	五二五四九〇九九四 六〇八六〇六〇六	九二八	
	二二三 〇三六七	七四四三九〇三五	四一九一 九二八七	六八 一一二 五五八	一一一 〇一一〇三二二一	二二二	
	六九五 〇五四一	二四三二二三三四 二六六九七〇九五	一四三二五三 七六四一	二二一三三三五五 一八七〇〇〇六	三六三三六六六三 四三三四九六六三	六三六	
			二一一 六二四				
			一三六 〇〇〇				
	二三八	五六六	一三〇	三六五	五四九	八九〇	

二 専門職大学院・法科大学院（第五十三条の二第五項関係）

総計	医学研究科	法学研究科	研究科名	専攻名	定員	専門職学位課程	定員	合計
	社会健康医学系専攻	法曹養成専攻						
二二四	二四	二〇〇						
二四六	四六	二〇〇						二四六

総計	地球環境学舎	専攻	定員	合計
	環境マネジメント専攻			
二、〇〇〇			二九	二二九
四、〇三八			五八	五三八
九五五			三〇	一三〇
二、八七〇			七〇	二、九四〇
一六七				一六七
六八二				六八二
七、五九〇				一、二八〇